

# 感染症及び食中毒の予防及び まん延防止のための指針

社会福祉法人函館共愛会

令和 7 年 10 月 1 日

## 1. 総則

社会福祉法人函館共愛会が運営する高齢者施設は、入所者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、入所者の安全確保を図ることとする。

## 2. 体制

### (1) 感染症予防対策委員会の設置

#### ア 目的

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染症予防対策委員会」を設置する。

#### イ 感染症予防対策委員会の構成

感染症予防対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ① 施設長
- ② 看護職員（感染対策担当者）
- ③ 生活相談員
- ④ 介護支援専門員
- ⑤ 介護職員
- ⑥ 栄養士
- ⑦ 事務員
- ⑧ その他施設長が必要と認める者（協力病院の医師、感染症対策室担当者等）

※施設長は看護職員の中から専任の感染対策担当者を指名する。

感染対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための具体的な原案を作成し、感染症予防対策委員会に提案する。

なお感染対策担当者は看護業務との兼務を可とする。

#### ウ 感染症予防対策委員会の業務

委員長の招集により定例的に開催（3箇月に1回以上）するほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」、次に掲げる事項について審議する。

- ① 施設内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル・業務継続計画（BCP）等の作成
- ③ 施設内感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施
- ④ 新入所者の感染症の既往の把握

- ⑤ 入所者・職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症発生時の対応と報告
- ⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

## (2) 職員研修・訓練の実施

施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」「感染症の予防及びまん延防止のための訓練」を感染症予防対策委員会の企画により以下の通りに実施する。

### ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

### イ 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、感染症予防対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年2回以上実施する。

### ウ 全職員を対象とした定期的訓練

全職員を対象に、感染対策をした上でのケアの演習等、発生時の対応についての訓練を年2回以上実施する。

### エ 委託業者の研修

調理、清掃等の業務を、委託を受けて実施する者について、業者で研修等を実施させ確認する。

## (3) 連絡体制の整備

感染症発生時における施設内の連絡体制や医療機関・保健所・市町村における施設関係課等の連絡体制を整備する。

## (4) 記録の保管

感染症予防対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する記録は5年間保管する。

## 3. 平常時の衛生管理

感染症の有無に関わらず標準予防策を徹底し、マニュアルに準じてケアを行う。

### (1) 手指衛生（手洗い、手指消毒）

### (2) 個人防護具の使用（手袋、マスク、必要に応じてガウン、ゴーグル、フェイスシールドを使用する。）

### (3) 咳エチケット

(4)環境整備（整理整頓、清掃）

(5)排泄物・リネン・感染性廃棄物等の適切な処理

#### 4. 感染症発生時の対応

新興感染症発生時における業務継続計画（BCP）に準じて初動対応を行い、感染拡大の防止に努める。

##### (1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下に従い報告する。

- ・職員が入所者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに入所者と職員の症状の有無（発生した日時、階、ユニット、居室ごとにまとめる）について、施設長に報告する。
- ・施設長は、職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を出すとともに、行政への報告が必要な時は受診状況、診断名、検査、治療の内容等について所轄保健所に報告するとともに、関係機関と連携をとる。

##### (2) 感染拡大の防止

###### ① 介護職員

- ・発生時は、手指衛生や排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意をはらう。
- ・医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ・医師や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した入所者の隔離等を行う。
- ・マニュアル・BCP に従い、必要に応じ個別の感染対策を実施する。

###### ② 看護職員および協力医療機関の医師

- ・感染症もしくは食中毒が発生した時、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限にするために、職員に適切な指示を出し、速やかに対応する。
- ・感染症の病原体で汚染された機械、器具、環境の消毒、滅菌は適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。
- ・消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する。

###### ③ 施設長

- ・協力病院や保健所に相談、技術的な応援を依頼、指示を受ける。

##### (3) 関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関に報告するとともに対応について相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携をはかる。

- ・協力医療機関（担当医師、感染症対策室）
- ・保健所
- ・必要に応じて職員へ周知し、家族への情報提供と状況説明をする。

#### （４） 医療処置

協力医療機関、担当医師は感染症もしくは食中毒の発生、またはそれを疑う状況の発生について報告を受けた際には、感染症の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置を速やかに行うとともに、職員に対して必要な指示を出す。また診療後には保健所への報告を行う。

#### （５） 行政への報告

施設長は、次のような場合迅速に市町の担当課、および保健所に報告するとともに対応について相談する。

##### ① 報告が必要な場合

- ・同一の感染症又は食中毒によると疑われる死亡者または重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合。
- ・同一の感染症又は食中毒によると疑われる入所者が１０名以上、又は全入所者の半数以上が発生した場合。
- ・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

##### ② 報告する内容

- ・感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- ・感染症又は食中毒が疑われる症状
- ・上記入所者への対応や施設における対応の状況等

### 5. その他

#### （１） 入所予定者の感染症について

当施設は、入所予定者に感染症の既往があっても、原則としてそれを理由に入所やサービス提供を拒否しない。

#### （２） 指針等の見直し

本指針及び感染症に関するマニュアル類は感染症予防対策委員会に於いて定期的に見直し、必要に応じて改正する。

## 6. 附則

本指針は令和 7 年 10 月 1 日施行する